

奈良国立博物館蔵『法華経卷第一』（書六六）の仮名訓点について

柏谷直樹

キーワード：訓点語・法華経・奈良国立博物館

一、はじめに

本稿が対象とする奈良国立博物館蔵『法華経（卷第一）』一軸は、館蔵品番号一〇四六（書六六）として登録されている院政後期書写の典籍で、零本であるが、全体に片仮名で訓点が施されており、ほぼ完全に読み下すことが可能である。前稿で訳説文を提供したが、本稿ではその内容に就いて考察する。

猶、用例は、適宜句読点を加えた「読み下し文」の形で示し、その所在は、本経巻の「紙数」と巻首より通算の「行数」を併せて括弧に括って末尾に記すこととする。

奈良国立博物館蔵『法華経卷第一』（書六六）の仮名訓点について

二、書誌

本典籍は、荘嚴された料紙の美しさにより重要美術品に指定されていることもあって、奈良国立博物館の出版物への掲載や特別展への出陳が為されている。前稿にも引用した奈良国立博物館による出版物における本典籍についての記載を再掲して、書誌の説明に代えることとする。

因に、経文の書写は長行十七字・四字偈一行四句十六字・五字偈一行四句二十字で行なわれており、書写加点等の識語は欠いている。

【奈良国立博物館蔵品図版目録 書跡篇】114頁

12 法華経 卷第一 一卷

紙本墨書。斐紙。天地欄外に金銀泥で蝶鳥草木を描く。

銀界(巾一・八五cm)。卷子。二五・三×九六八・八cm。

二十紙(本紙のみ。一紙巾五〇・四cm。一紙二七行)。

平安時代(十二世紀)。金銅撥型軸。山口孫一旧蔵。

〔館蔵品番号〕 一〇四六(書六六)

〔指定〕 重要美術品。昭和一六・九・二四。

特別展目録 『奈良国立博物館の名宝 ― 一世紀の軌跡―』 303頁

117 法華経 巻第一 一卷

縦二五・三 長九六八・八

平安時代(十一〜十二世紀)

昭和六十年九月二十六日購入

(略) この一巻のほかに巻第六に含まれる「随喜功德品」と

「法師功德品」の断簡(いずれも個人蔵。前者は写経手鑑「紫の水」の

内)の存在が知られている。

猶、この度の論文作成に際しては、本典籍全巻についての写真撮影を依

頼した。原板情報は、「奈良国立博物館所蔵写真検索システム」におい

て、「作品ID 000684-000-0001」として引得される。

三、仮名・符号・返点

次頁に、訓点の表記に用いられている、仮名・符号・返点を一覧表にして示す。

他に、類音字による字音注記の孤例として次のものが存在している。

一切ノ未曾有ノ法ヲ成就セリ。(第10紙二五五行)

表に見られる仮名字体・二字疊符の起筆位置などから、加點時期は書写と同時期の十二世紀と考えてよいであろう。尚、二字疊符については『奈良国立博物館の名宝―一世紀の軌跡―』138頁掲載のほぼ原寸大の写真にも「悉・威」字を訓じた二例の「コトくク」が見えており、それらの形態は「上字の右傍か右裾から起筆して、短線と点の二画で書く」ものであることが看取される。

四、国語音の表記

本点では、仮名遣いは概ね正しく行われている。稀な誤りの例として、語頭の「お」と「を」の書き分けがある。以下に、正しい例に就いては重出するものは一例のみ示して後は省略し、誤りの例については二例全

| 符 疊 | ン | ワ | ラ | ヤ | マ | ハ | ナ | タ | サ | カ | ア |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ハ ハ ス、 コ ド、 ク ニ シ、 キ | レ | 口 | ラ | ヤ | ニ | ハ | ナ | 夕 | セ | カ | ア |
| | レ | 禾 | | | | | | | サ | | |
| | | キ | リ | | ミ | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ |
| | | 耳 | リ | | ア | ヒ | ニ | チ | シ | キ | イ |
| | | | | | ニ | | | | | | |
| | | | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ |
| | | | ル | ユ | ム | フ | ヌ | ツ | ス | ク | ウ |
| | | | | | | | | ツ | | | |
| | | エ | レ | | メ | ヘ | ネ | テ | セ | ケ | エ |
| | | 耳 | シ | | メ | ヘ | 子 | 子 | セ | ケ | エ |
| | | ヲ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ |
| | | シ | ロ | ヨ | モ | ホ | ノ | ト | ソ | コ | オ |
| | ヲ | | | モ | | | | | | | |

返り点

三

ニ

一

下

中

上

符号

||

||

訓合 音合 音読

てを示す。

・正しい例

自カラ疑ヲ決セム(ト) 欲ヒテ (第3紙六八行)

諸ノ菩薩ヲ教ヘタマフコト (第4紙八二行)

能ク問ヲ發ス者無(シ)。 (第12紙二九九行)

今皆疑網ニ墮チヌ。 (第12紙三〇二行)

長一夜ニ安隱ニシテ饒益スル所多ケム。 (第13紙三二三行)

此ノ輩 罪根深ク重シ。 (第13紙三三三行)

諸佛滅度シタマフコト已ハテ (第14紙四三四行)

現前ニ佛無(カラム) ヲハ除ク。 (第15紙三八三行)

乃至一人ニ於イテセハ (第16紙四一一行)

常ニ自ツカラ寂滅ノ相ナリ。 (第16紙四二五行)

是ノ衆生ノ為ノ故ニ、而ク大悲心ヲ起シ (第18紙四七二行)

・誤りの例

法華ヲ説(キタマ) フテ衆ニ歡喜セ令ムルコト已ハテ (第9紙二二三行)

願(ハ) クハ慮ハカルコトヲ勿カレ。 (第12紙三二五行)

佛種ハ縁(ニ) 從(リ) 起ルト知(ロシ) メシテ (第18紙四六〇行)

表記を誤った「オハテ」「ヲモハカル」「ヲコル」にはそれぞれ、正し

く表記した「をはる」「おもふ」「おこす」の語例が存在している。表記が揺れていると言える。

表記の揺れは、「故」乃至「所以」の訓「ゆゑ」にも、ハ行転呼音の反映として存在している。

「故」字に正しく「ユエ」と付訓した例は六例であるのに対して、「ユヘ」と付訓した例が九例、「カルカユヘニ」と付訓した例が一例存在している。また、「所以」の句に正しく「ユエ」と付訓した例は二例であるのに対して、「ユヘ」と付訓した例は四例存在している。

以テ故カユヘニ是ノ經ヲ説ク。(第15紙四〇一行)

五、音 便

本点には音便形が多く見られる。以下、イ音便・ウ音便・撥音便・促音便の順にその例を示す。重出するものについては原則として一つのみ記して後を略した。

五―一 イ音便

為ニ涅槃ヲ説イテ (第4紙八六行)

應セル十二因縁ノ法ヲ説イタマヒキ。(第6紙一四八行)

周遍セ不トイフコト靡イコト (第7紙一七二行)

相ヒ繼イテ佛ニ成コト得 (第9紙二三三行)

退イテモ亦タ佳シ「矣」 (第13紙三三六行)

乃至一人ニ於イテセハ (第16紙四一一行)

尋イテ過去ノ佛ノ所行方便ノカラ念ヒキ (第18紙四七九行)

善イ哉釋迦文 (第18紙四八〇行)

疑ノ網皆已ニ除イツ。 (第19紙四九五行)

全例「キ・ギ」から転じたもので、「シ」から転じた例は存在していない。

五一二 ウ音便

【ウ表記】

而ウシテ (第2紙四八行)

梅檀ノ香ハシキ風 (第3紙七五行)

無上道 (ヲ) 問ウタテマツリ (第4紙九七行)

【フ表記】

諸ノ佛ノ般涅槃シタマフテ後ニ (第3紙五九行)

當ニ以テ誰ニカ問フタテマツルヘシ。 (第3紙六三行)

偏 (ヲ) 以テ問フテ曰ク (第3紙七二行)

奈良国立博物館蔵「法華経巻第二」(番六六)の仮名訓点について

若シ人苦ニ遭フテ (第4紙八五行)

樂フテ經典 (ヲ) 誦スルヲ見ル。 (第4紙九九行)

亦タ隨フテ出家シテ (第6紙一五九行)

号ヲハ曰フテ淨ノ身ト為ム。 (第9紙二二八行)

世世ニ已ニ曾モ佛ニ從フタテマツリテ (第12紙三三二行)

諸ノ過去ノ佛ニ値アフテ (第17紙四七二行)

例数に関して言えば、ハ行転呼音の反映である「フ表記」が優勢である。内容面を見れば、九七行の「問ウタテマツリ」を唯一の例外として、「ウ表記」は「ク・グ」から転じたもの、「フ表記」は「ヒ」から転じたものと分かれているが、これは音価の違いを反映しているのであるうか。

五一三 撥音便

【m音便】

皆悉 (ク) 能ク忍ムテ (第5紙一一〇行)

喜ムテ南无佛ト稱シテ (第19紙四八五行)

【n音便】

【ン表記】

所ノ以者何ン。 (第10紙二四八行)

〔無表記〕

世尊、何カ故ソ、斯ノ光明ヲ放(チ)タマヘル。(第5紙二三二行)
 是ヲ以テ知ヌ、今ノ佛モ(第9紙二四二行)
 願(ハ)クハ慮ハカルコトヲ(スル)勿カレ。(第12紙三二五行)
 則已ニ一切三世ノ佛ヲ供養スルニ為ヌ。(第19紙五〇〇行)

本点が、「m音便」は「ム表記」、「n音便」は「ン表記」か「無表記」と、二者を明瞭に区別していることが知られる。

猶、次の例は助動詞「む」の無表記の孤例である。「む」が母音を落としたりで発音された場合でも、音便形表記の原則に照らして「ム表記」されて然るべきところである。「む」の無表記は、平安時代の訓点本に時に見られる「m音便の無表記」と同等のものであろうか。或いは「む」の省記と見るべきであらうか。

今ノ佛モ法華經ヲ説カト欲セリ。(第9紙二四一行)

五一四 促音便

〔ン表記〕

珠露幔ニ交ハンテ(第5紙二二四行)

〔無表記〕

四大天王有テ(第1紙二五行)

種種ノ因縁ヲモテ(第4紙九〇行)

〔於〕無量義處三昧ニ入テ(第7紙一六三行)

六十小劫、「王」座ヲ起、マハナリキ。(第7紙一七七行)

佛眉間ノ光ヲ放テ(第8紙二〇六行)

斯佛ノ光ノ照シタマフニ由テナリ。(第8紙二〇八行)

法ノ寂滅ノ相ヲ知テ(第9紙二二六行)

法ノ雨ヲ雨テ(第10紙二四三行)

要ヲ取テ之ヲ言(ハヽ)(第10紙二五七行)

轉輪聖王至テ掌ヲ合セ(第12紙三〇八行)

願、樂クハ聞キタマヘト欲ス。(第13紙三三七行)

佛ニ從(カヒタテ)マツテ法ヲ聞クハ(第14紙三六五行)

諸佛滅度(シタ)マフコト已テ(第17紙四三五行)

刻ミ彫テ衆ノ相ヲ成シ、モ(第17紙四四〇行)

「ン表記」が一例存在していることが注目される。猶、「ツ表記」の例は存在しない。

五一五、非音便形

多くの音便形には非音便形も同時に存在している。ここで、音便形と近在する非音便形をイ音便とウ音便の内から三例、示しておく。

可ク説キタマヘル所ノ法ハ、初ノ中ノ後善カリキ。(第6紙一五四行)
我レ今當ニ問ヒタテマツル。(第3紙六五行)
曾ニモ佛ニ從カヒタテマツリ(第11紙二九四行)

六、仮名字音表記

本点では、音読することは熟語に音合符を施して示し、仮名は施さないのが一般である。しかし、一字の漢語を中心に仮名字音表記の例も以下のように存在している。全例を仮名表記の五十音順に示す。

善^コ惡^ロ業^モ緣^シ(第4紙八〇行)
衆^ノ為^ニ法^ヲ講^シ(第4紙一〇四行)
殊^ニ特^ニ妙^ニ好^ナル^{コト}(第5紙一二七行)
皆^當ニ驚^キ疑^シヌ^ヘシ。(第12紙三二〇行)
如^來(ノ)知^見(ハ)廣^大深^遠(第10紙二五四行)
乃^至一^偈ニ於^テセム(第16紙四〇六行)
地^獄(ノ)苦^ヲ濟^スヒテ(第5紙一〇七行)
戒^ヲ具^シテ威^儀缺^クコト無^ク(第5紙一〇八行)
疑^ヲ決^シテ喜^コハ令^メヨ。(第5紙一三二行)

奈良国立博物館蔵『法華経卷第一』(書六六)の仮名訓点について

名^一衣^上服^ノ價^直千^万ナ^ル(第5紙一一四行)
佛^ノ所^ニ往^テ詣^シテ(第4紙九七行)
或^ハ指^爪甲^ヲ以^テ(第17紙四四四行)
能^ク測^シ量^スル^者無^シ。(第10紙二六五行)
種^種ニ無^数ノ衆^生ヲ教^テ詔^スル^有リ。(第5紙一一八行)
如^來(ノ)知^見(ハ)廣^大深^遠(第10紙二五四行)
善^ニ惡^ノ業^ノ緣^シ(第4紙八〇行)
先^世ノ善^惡ノ業^ヲ(第15紙三九四行)
諸^ノ苦^際ヲ盡^サシム。(第4紙八五行)
若^シ是^ノ事^ヲ説^カハ(第12紙三〇九行)
清^淨ニ廣^ク嚴^飾シ(第17紙四三七行)
一^切ノ未^曾有^ノ法^ヲ成^就セリ。(第10紙二五五行)
娑^婆世^界ノ主^{タル}梵^天王^(第2紙二八行)
生^ニ死^ノ所^ノ趣^ヲ(第4紙八〇行)
深^ク禪^一定^ヲ脩^シテ五^神通^(ヲ)得^ルヲ見^ル。(第4紙一〇一行)
無^量無^数ノ劫^ヲ念^ヘハ(第8紙二〇〇行)
其^ノ數^竹林^ノ如^クム。(第11紙二七五行)
其^ノ數^五千^有リ。(第15紙三九〇行)
而^ク此^ノ瑞^有ラム。(第3紙六一行)
何^ノ因^緣ヲ以^テカ而^ク此^ノ瑞^神通^ノ之^相有^ル。(第3紙七〇行)
歡^喜シテ布^施シ(第4紙九二行)

軒飾〔左訓「カサレルヲ」〕布施スル有り。(第4紙九四行)
 妻子ヲ施シテ無上道(ヲ)求ルヲ見ル。(第4紙九五五行)
 欣樂施與シテ佛ノ智慧(ヲ)求ムルヲ見ル。(第4紙九六行)
 或ハ無價ノ衣ヲ佛及(ヒ)僧ニ施シ(第5紙一一四行)
 妙ナル臥具ヲ佛及(ヒ)僧ニ施シ(第5紙一一五行)
 流ル、泉浴ムル池ヲ佛及(ヒ)僧ニ施シ(第5紙一一六行)
 是ノ如(キ)等ノ施スルコト種種微妙ニシテ(第5紙一一七行)
 種種ニ無數ノ衆生ヲ教誨詔スル有り。(第5紙一一八行)
 涅槃ヲ速得セル者ニ告ク。(第11紙二八三行)
 辟支佛ノ利智ニシテ(第11紙二七四行)
 樂ニ著(シ)癡ニ盲ヒ所レタリ。(第18紙四七四行)
 名衣上服ノ價直千万ナル(第5紙一一四行)
 轉次ニ而ク記ヲ授ケキ。(第9紙二三行)
 〔子〕東方ノ万八千ノ土ヲ照シタマフ。(第3紙七八行)
 涅槃ヲ速得セル者ニ告ク。(第11紙二八三行)
 苦ノ縛ヲ脱セ令メ(第11紙二八三行)
 軒飾〔左訓「カサレルヲ」〕布施スル有り。(第4紙九四行)
 斯ノ事ヲ敷演シタマヘ。(第11紙二九五五行)
 若シ人福有テ(第4紙八六行)
 貪愛ヲ以テ自蔽シ(第18紙四七〇行)
 欣樂説法シテ諸ノ菩薩ヲ化シ(第4紙一〇四行)

菩薩ノ寂然冥黙シテ(第4紙一〇五行)
 欣樂施與シテ佛ノ智慧(ヲ)求ムルヲ見ル。(第4紙九六行)
 諸ノ衆生ノ種種ノ欲(第14紙三六九行)
 辟支佛ノ利智ニシテ(第11紙二七四行)
 今當ニ略シテ説クヘシ。(第4紙八九行)
 諸ノ餘ノ衆生ノ類ハ(第11紙二六九行)
 斯(ノ)如(キ)之等ノ類ヲハ(第18紙四七四行)
 佛ノ所ニ往詣シテ(第4紙九七行)
 我レ及(ヒ)衆會(第5紙一二八行)

これらを通覧すると、「施」字に対して仮名付けした例の多いことに気付く。単字に対して仮名付けした五例は、訓で読むことを防ぐためであろうか。

また、「數」字に加えられた三例の「ス」の仮名の内、「無數」の例は明らかに字音表記であるが、単字の二例は、或いは和訓「かず」の語頭省記であるかもしれない。

三〇九行では「シ」と仮名付けしているが、「事」字を音で読むべきことを「音読符」を施して示した例も以下のように存在している。因に、本点に於ける「音読符」の使用は二箇所のみであるので、全例を示す。

〔伽陀及ヒ本事(第15紙三九六行)

時^ト時^トニ〔乃〕一タヒ出ツルカ如シ。(第19紙四九九行)

更に付け加えるならば、「事」字に和訓「こと」を仮名付けした箇所も、孤例ではあるが、次の通り存在している。

菩薩ヲノミ教^ト化シタマフ事ヲ聞(カ)不。(第15紙三七八行)

仮名字音表記の内容について見れば、「業」はフ入声の字であるから、三九四行の「コウ」の仮名は誤りで、八〇行の「コフ」表記が正しい。また、「甲」字の「コフ」の仮名は寧ろ「カフ」とありたいところである。更に、「廣」字の「カウ」表記は「クワウ」が期待される形である。これらのことから、点者は漢字音についての理解が浅かったかと推察される。

七、再読文字

所謂「再読文字」の訓法について、「令・使・教・當・宜・須・未・將」の順に見てゆくこととする。

七―一 「令」

奈良国立博物館蔵「法華経卷第二」(書六六)の仮名訓点について

「令」字は、使役の意味を表わし、「令+A(名詞)+B(動詞)」の形で用いた場合には「A(を)してBせしむ」と訓読する文字である。

しかし、本点には「令」字に二訓表記して再読した例は存在せず、全て一訓で「しむ」と読んでいる。

以下にその全て、十例を示す。

梵音深妙ニシテ人ヲシテ聞カムト樂ハ令メ(第4紙八三行)

衆生ヲシテ威ク、一切世間難信ノ法ヲ聞、知ルコト得令ムト欲スカ故ニ、斯ノ瑞ヲ現シタマフ。(第6紙一四一行)

妙光教化シテ、其ヲシテ阿耨多羅三藐三菩提ニ堅固ナラ令(ム)。(第8紙一八八行)

世尊既ニ讚歎シテ妙光ヲ(シテ)歡喜セ令ム。(第9紙二二〇行)

佛、是ノ法華ヲ説(キタマ)フテ衆ニ歡喜セ令ムルコト已ハテ

(第9紙二二二行)

衆生ヲ(シテ)佛ノ知見ヲ悟ラ令メムト欲スカ故ニ(於)世ニ出^レ現シタマフ。(第13紙三四八行)

衆生(ヲシテ)佛ノ知見ノ道ニ入^レ令メムト欲スカ故ニ(於)世ニ出^レ現シタマフ。(第13紙三四八行)

衆生ヲ(シテ)佛ノ知見ノ道ニ入(レ)令メムト欲スカ故ニ、舍利弗、我モ今亦復是ノ如シ。(第14紙三六八行)

一切ノ衆ヲ(シテ)我カ如ク等シノ異(ナル)コト無クシテ令メムト欲

テ(第16紙四一五行) (この箇所、誤点あり)

普ク衆生ヲシテ、亦同(シ)ク此ノ道ヲ得令(メ)ムト欲ス。

(第18紙四五八行)

「令……使……」の構文に於いては、「令」字を「して」、「使」字を「しむ」と、次例の通り読んでゐる。

諸佛世尊ハ、衆生ヲ令(シ)テ佛ノ知(ヒ)見ヲ開(ヒ)カテ清(ヒ)淨ナルコト得(メ)使(メ)ムト欲ス
カ故ニ(於)世ニ出(ル)現シタマフ。(第13紙三四六行)

他の構文に現れる「令」字も全て使役の意味で使われ、「しむ」と訓んでゐる。以下にその全て、十三例を示す。

地(ノ)獄ノ苦ヲ濟(ス)ヒテ佛道ニ入(ル)令(シ)ムルヲ見ル。(第5紙一〇七行)

佛子、時ニ答ヘテ疑ヲ決(ス)シテ喜コハ令(シ)メヨ。(第5紙一三二行)

諸ノ菩薩ノ為ニハ、應セル六波羅蜜ヲ説(ク)テ、阿耨多羅三藐三菩提ヲ得(メ)一切種智(ヲ)成(ス)ラ令(シ)メタマヒキ。(第6紙一四九行)

無數億ノ菩薩ヲ佛ノ智慧ニ入(ル)令(シ)メタマヒキ。(第8紙二〇一行)

佛當ニ為(ル)ニ除(ク)斷シテ盡(ス)シテ餘有(ク)コト無カラ令(シ)メタマフ(ヘ)シ。

(第10紙二四四行)

衆生ヲ引(ク)導シテ、諸ノ著ヲ離(ス)レ令(シ)ム。(第10紙二五三行)

諸ノ聲聞衆及ヒ緣覺乘ヲ求(メ)我、苦ノ縛ヲ脱(ス)セ令(シ)メ

(第11紙二八三行)

衆生處處ノ者、之ヲ引(ク)テ出(ル)ツルコト得(シ)ム。(第11紙二八四行)

言辭方便力ヲ以テ、一切歡喜セ令(シ)メタマフ。(第15紙三九五)

我レ是ノ方便ヲ設(ケ)テ、佛慧ニ入(ル)コトヲ得(シ)ム。(第15紙三九九行)

一切ノ衆生ヲ化シテ、皆佛(ト)道ニ入(ル)令(シ)ム。(第16紙四一六行)

無量ノ衆生ヲ化シテ、(於)佛道ニ入(ル)令(シ)メタマ(ヒ)キ。

(第17紙四三〇行)

方便シテ諸法ヲ説テ、皆ナ歡喜スルコト得(シ)ム。(第18紙四六八行)

七一 二 「使」

「使」字は、「令」字とほぼ同等に用いられて使役の意味を表わし、「使+A(名詞)+B(動詞)」の形ならば、「A(を)してBせしむ」と訓読する文字である。

しかし本点では、この形の孤例を再読せず、一訓で「しむ」と次の通り読んでゐる。

若(シ)ハ人ヲオコシテ樂ヲ作(サ)使(シ)メ(第17紙四四七行)

他に、「しむ」と訓むのは次の二例が見えてゐる。

諸佛世尊ハ、衆生ヲ令テ佛ノ知見ヲ開カラ清淨ナルコト得使ムト欲スカ故ニ〔於〕世ニ出テ現シタマフ。(第13紙三四六行)
自ラ作り若シハ人ヲ(シテセ)使メシモ、皆已ニ佛道成リニキ。
(第17紙四四三行)

更に、「使」字の例としては、二合訓で「たとひ」と訓んだ三例が次の通り存在している。尚、第二例「正使」の音合符は誤点であろう。

假使世間ニ滿テラム、皆舍利弗ノ如ケム。(第11紙二七二行)

正使十方(ニ)滿(テラム)、皆舍利弗ノ如(ク)ナラム。
(第11紙二七三行)

正使〔于〕世ニ出(テタマ)ヘトモ、是ノ法ヲ説(キ)タマフコト復難シ。(第19紙四九七行)

七一三 「教」

「教」字も、「教十(名詞)十(動詞)」の形で用いられ、使役の意味を表わす文字であるが、法華經卷第一にはその例が見えない。

七一四 「當」

「當」字は、「まさに……べし」と再読される文字である。本点では、再読するもの一七例に対して、一訓で読むもの二五例が存在している。

奈良国立博物館蔵「法華經卷第一」(書六六)の仮名訓点について

一訓で読むものには、副詞で「まさに」と訓むもの以外に、動詞で「あたる」と訓むもの一例、二合訓で「はた」と訓むもの一例がある。他に、音読するもの一例、無点のもの一例となっている。
以下、順にその例を示す。

七一四一 「まさに……べし」と再読するもの、一七例

是ノ不可思議ニシテ、希有ノ事(ヲ)現セルヲハ當ニ以テ誰ニカ問フタマツルヘシ。(第3紙六三行)

今當ニ誰ニカ問フタマツルヘシ。(第3紙六七行)

今當ニ略シテ説クヘシ。(第4紙八九行)

彌勒當ニ知ルヘシ。(第6紙一五三行)

如来〔於〕今日ノ中夜ニ當ニ無餘涅槃ニ入りタマヒヌ(ヘ)シ。
(第7紙一八二行)

今日如来當ニ大乘經ヲ説イタマフ(ヘ)シ。(第8紙一九六行)

我レ今〔於〕中夜ニ當ニ〔於〕涅槃ニ入ル(ヘ)シ。(第9紙二二四行)

佛當ニ為ニ除斷シテ盡シテ餘有コト無カラ令メタマフ(ヘ)シ。
(第10紙二四四行)

一切世間ノ諸ノ天及ヒ人皆當ニ驚疑シヌ(ヘ)シ。(第12紙三一〇行)

一切世間ノ天人阿修羅ハ皆當ニ驚疑シヌヘシ。(第12紙三二七行)

當ニ汝力ヲ為ニ説クヘシ。(第13紙三三七行)

未來ノ諸佛ノ當ニ〔於〕世ニ出(タ)マフヘキモ(第14紙三五八行)

當ニ佛道ヲ成ルコトヲ得ヘシト。(第15紙三九九行)

舍利弗、當ニ知ル(ヘ)シ。(第16紙四一四行)

汝等舍利弗、聲聞及ヒ菩薩、當ニ知ルヘシ。(第19紙五〇三行)

當ニ如是等ノ為ニ、廣ク一乘ノ道ヲ讚スヘシ。(第19紙五〇六行)

心ニ大歡喜ヲ生シテ、自カラ當ニ佛ニ作ルヘシト知レ。

(第20紙五〇九行)

七―四―二 「まさに」と訓んで下を平叙するもの、二〇例

我レ今當ニ問ヒタテマツル。(第3紙六五行)

文殊當ニ知ル。(第6紙一三五行)

是ノ故ニ當ニ知ル。(第6紙一四〇行)

是ノ諸佛ノ土ノ彌勒當ニ知ル。(第7紙一七一―行)

是ノ德藏菩薩、次ニ當(ニ)佛ニ作ル。(第7紙一八四行)

彌勒當ニ知ル。(第8紙一九四行)

汝一、心ニ精進シテ當ニ(於)放逸(ヲ)離(ル)。(第9紙二二四行)

其ノ次ニ當ニ佛ニ作ル。(第9紙二二八行)

其レ後ニ當ニ佛ニ作ル。(第9紙二二九行)

諸人今當ニ知ル。(第10紙二四三行)

佛當ニ法ノ雨ヲ雨テ道ヲ求ムル者ニ充足セシメタマフ。

(第10紙二四三行)

舍利弗當ニ知ル。(第11紙二八一―行)

佛ノ所説ノ法ニ於テ、當ニ大信力ヲ生ス。(第11紙二八二行)

世尊ハ法久クシテ後ニ、要ス當ニ眞實ヲ説(キ)タマフ。

(第11紙二八二行)

汝等當ニ佛之所説ハ言虚妄ナラ不ト信ス。(第13紙三三九行)

當ニ知ル。(第15紙三八一行)

汝等當(ニ)心ヲ一(ニシテ)佛ノ語ヲ信解シ受持ス。

(第15紙三八六行)

舍利弗、當ニ知ル。(第19紙四八四行)

舍利弗、當(ニ)知ル。(第19紙四九〇行)

舍利弗、當(ニ)知ル。(第19紙五〇七行)

七―四―三 直接「べし」と訓むもの、三例

吾レ汝カヲ二分別ス解説ス當(ニ)當。(第13紙三三〇行)

舍利弗、知ル當シ。(第19紙四九三行)

千二百ノ羅漢、悉ク亦佛ニ作ル當シ。(第19紙四九五行)

七―四―四 動詞として「アタル」と訓むもの、一例

無數ノ佛ヲ見タテマツ(ルニ)當リキ。(第9紙二二三行)

七―四―五 二合訓で「はた」と訓むもの、一例

此ヲ説(カ)ムト欲(ス)カヲ為(カ)為、當授記(セ)ムトカ。

(第5紙一三三行)

読した例は無い。

「為當」の文句には訓合符が施されているだけで、仮名点は加えられていない。しかしながら、仁和寺靈宝館蔵「妙法蓮華經」八帖(靈三4)に加えられている院政期の仮名点が、この箇所「當」字を再読して、第一訓の副詞に「はた」を用い、第二訓の助動詞に「べし」を用いている事実(注1)や、「為……為當……」の構文の意味から、本点の「為當」は二合訓で「はた」と読むべきことが知られる。

七一六 「須」

仁和寺蔵「法華經」(靈三4) 第一帖一三三行
此ヲ説ムト欲セルナリトヤ為ム、當授記シタマフヘキナリトヤ為ム。

「須」は、「……する必要がある」という意味を表わす文字である。法華經卷第一には三例見えるが、「すべからく……べし」と再読した例は無く、全て「べし」の一訓で読んでいる。

七一四一六 字音で読むもの、一例

復(夕) 説ク須カラ不。(第10紙二五九行)

當来世ノ惡人ハ(第19紙五〇五行)

止(ミ) ナム止(ミ) ナム復夕説ク須カラ不。(第12紙三〇九行)

七一四一七 無点のもの、一例

止止 説ク須(カラ) 不。(第12紙三一九行)

舍利弗當知。(第18紙四六八行)

但し、三〇九行の「ヘカラス」の仮名は、それぞれの字の左訓である。

七一五 「宜」

七一七 「未」

「宜」字は、「……する方が良い」という意味を表わす文字である。法華經卷第一には「隨宜」の形で三例見えるが、「よろしく……べし」と再

「未」字は、その行為・經驗・状態等が熟していないことを表わす文字である。

本点は十二例の「未」字を訓じているが、その内十例を「いまだ……」と次の通り、再読している。

其ノ最後ノ佛、未タ出_↑家シタマハサリシ時ニ、八ノ王_↑子有リキ。

(第6紙一五五行)

佛未_↑タ出家シタマハサ(リ)シ時ニ、所生ノ八ノ王子(第8紙二〇二行)

自カラ亦未_↑タ了_↑トラスシテ、而ク佛ニ白シテ言サク(第11紙二九二行)

未_↑タ得サルヲ得_↑タリト謂_↑ヒ(第13紙三三三行)

未_↑タ證セ(サ)ルヲ證セリト謂_↑ヘリ。(第13紙三三三行)

未_↑タ曾ニモ汝_↑等ヲ説カス。(第15紙三九九行)

未_↑タ曾ニモ説(カ)サル所_↑以_↑ハ(第15紙四〇〇行)

説ノ時未_↑タ至(ラ)サルカ故ナリ。(第15紙四〇〇行)

此ノ衆生ハ未_↑タ曾ニモ善ノ本ヲ修セス。(第16紙四一七行)

次の一例は、「未」字を「いまだ」と読んで、後を平叙したものである。

佛子ノ未_↑タ昔_↑ニモ林ノ中ニ睡_↑眠_↑經_↑行_↑シテ勤_↑メテ佛道(ヲ)求ムルヲ見ル。(第5紙一〇七行)

次の例の「未」字は付訓を欠いている。

我昔_↑自_↑リ来_↑未(タ)曾_↑ニモ佛_↑ニ從_↑カヒタテマツリ、是(ノ)如(キ)ノ説_↑ヲハ聞_↑キタマヘ(ス)。(第11紙二九四行)

「未」字は右記の他に、「未曾有」九例と「未来」三例に使用されているが、本点はその全例を音で読んでいる。

七一八「將」

「將」字は次に示すのが法華經卷第一の孤例であるが再読せず、一訓で「まさに」と読んで、文末に「む」を補読している。

増上慢ノ比丘ハ將_↑ニ(於)大ナル坑_↑ニ墜_↑チナム。(第12紙三一七行)

以上をまとめれば、本点で再読例の見出せるのは「當」字と「未」字の二種である。「當」字の再読が全例の半数に及ばないのに対して、訓で読む「未」字はそのほとんどを再読している点が注目される。

また、「為當」の文句に訓合符を施して、「はた」と二合訓で読むのも本点の特徴である。

八、語彙

多数存在する法華經訓点本と比較して、本点に固有の語彙というものは存在しない。ここでは先ず、敬語表現に用いられた語彙を五十音順に示すこととする。重出するものについては一つを記して後を略した。

重テ此ノ義ヲ宣ヘムト欲シテ (第3紙七二行)

佛、彼ノ心行ヲ知ロシメセリ。(第16紙四〇五行)

諸ノ過去ノ佛ニ値アフテ (第17紙四七二行)

若シ餘佛ニ遇アヒナハ (第15紙三八五行)

爾ノ時ニ佛有キ。(第6紙一四三行)

世尊、大衆ニ在テ (第8紙二二一行)

諸佛ニハ甚値(フ)コト難シ。億劫ニ時ニ一タヒ遇フ。(第9紙二二五行)

佛ノ上及(ヒ)諸ノ大衆ニ散シキ。(第2紙四八行)

日月燈明佛ノ八ノ子、皆、妙光ヲ師トシキ。(第7紙一八七行)

其ノ聲清淨ニシテ (第4紙八二行)

柔軟ノ音ヲ出シテ (第4紙八二行)

諸佛ノ所ニ於テ衆ノ徳ノ本ヲ殖エタリ。(第1紙一五行)

其ノ語巧ニ妙ナリキ。(第6紙一四六行)

佛之所説ハ言虚妄ナラ不ト信ス。(第13紙三四〇行)

語種は多いとは言えないが、「値」字と「遇」字を「まうあふ」と訓んだ例のあることが注目される。猶、「遇」字を訓んだ二二五行の「マミフ」は、寧ろ「マミユ」とあるべきところかと考える。活用を誤って類推したものであるうか。

次に、「勿」字を訓んだ禁止表現であるが、三例全て「なかれ」と仮名付けしており、「まな」と訓んだ例は無い。

汝^{ナムクチ}等憂怖スルコト勿カレ。(第9紙二二七行)

願(ハ)クハ慮ハカルコトヲ勿カレ。(第12紙三一五行)

汝等、疑フコト有ルコト勿カレ。(第19紙五〇一行)

右の第一例に見えている「汝等」の文句の訓「なむだち」であるが、本点では全例を「ナムタチ」と訓んでいる。全八例の「汝等」の内に完全付訓が四例あり、二例は語頭省記の「タチ」で、残り二例が無点となっている。完全付訓の残り三例と語頭省記の一例を示す。

已ニ汝^{ナムクチ}等カ為ニ説イツ。(第9紙二二三行)

汝^{ナムクチ}等當ニ佛之所説ハ言虚妄ナラ不ト信ス。(第13紙三三九行)

汝^{ナムクチ}等當(ニ)心ヲ一(ニシテ)佛ノ語ヲ信解シ受持ス。(第15紙三八六行)

未夕會ニモ汝^ズ等ヲ説カス。(第15紙三九九行)

右に示した五例が、合符の施された「汝等」の全例である。訓合符が施されるべき箇所であるが実際には、音合符が三例、訓合符が二例となっており、誤りが目立つ。

二合訓で読まれる他の例としては、「所謂」の全二例に音合符が加えられている。また、「所以」の全十二例の内、三例に音合符、六例に訓合符が加えられている。本点の合符は正しく施されている例が殆どであるが、二合訓で読まれる句に誤りが目立つのは如何なる理由によるものであるうか。「なむだち」「いはゆる」「ゆゑ」の三語は、和語と漢語の判断に迷うとは考え難いのであるが。

所謂^{ハハル}諸法ノ、是(ノ)如^トキ相(第10紙二六〇行)
所謂^{ハハル}劫濁煩惱濁衆生濁見濁壽命濁ナリ。(第14紙三七三行)

最後に、可能を表わす「得」字の訓法を取り上げる。本点では「こと得」と「ことを得」の両形で訓まれている。その全二十例の内訳を見れば、「こと得」が十二例、「ことを得」が八例である。「こと得」が古く、「ことを得」が新しい形とされるが、古い形を新しい形が侵食しつつある状態を示していると言えよう。因に、両形の所在を示せば次の通りであつて、分布に偏りは無いと言えよう。

こと得：第5紙一三〇行・第6紙一四一行・第7紙一六九行・
第9紙二二八行・第9紙二三三行・第10紙二六七行・
第11紙二八四行・第13紙三二九行・第13紙三四六行・
第15紙三八五行・第16紙四二五行・第18紙四六八行

各々一例を示しておく。

是ノ諸ノ大衆、未會有ナルコト得^テア(第7紙一六九行)
是ノ諸ノ大衆、未曾^ト有ナルコトヲ得^テア(第2紙五二行)

九、訓法の系統

最後に、本点の訓法の系統に就いて、簡単に考察しておきたい。
先ず、全六例の「則」字の内、三例は無点であるが、三例に「チ」の仮名を加えて「すなはち」と訓んでいる。不説にせず、「則」字を訓むの

は天台宗系統の訓法である。

妙光法師トイ者、今則チ我カ身是ナリ。(第9紙二四〇行)

佛ノ所ノ説ヲ聞(キタマ)ヘテ則チ能ク敬信ス。(第12紙三一三行)

我レ則チ慳一食ニ墮(チ)ナム。(第16紙四一一行)

又、所謂「為字特殊訓」を用いて訓じた箇所は存在しない。「為」字の訓として用いられているのは、一般的な「す」「ため」「たり」の三種である。法華経の訓読に「為字特殊訓」を用いないのも、天台宗系統の訓法の特徴である。

この二点から、本訓点は天台宗系統のものであると考えられる。

注

1 柏谷直樹 仁和寺靈宝館蔵「妙法蓮華経」八帖の仮名訓点について

【山口明穂教授還暦記念国語学論集】平成八年明治書院

柏谷直樹 仁和寺靈宝館蔵「妙法蓮華経」八帖の和訓(一)

【埼玉短期大学研究紀要】第6号平成九年

柏谷直樹 仁和寺靈宝館蔵「妙法蓮華経」八帖の和訓(二)

【埼玉短期大学研究紀要】第7号平成十年

参考文献

【奈良国立博物館蔵品図版目録 書跡篇】奈良国立博物館 一九九〇年

特別展目録「奈良国立博物館の名宝——一世紀の軌跡——」

奈良国立博物館 一九九七年

柏谷直樹 奈良国立博物館蔵「法華経卷第一」(書六六) 訳読稿

【同朋大学仏教文化研究所紀要】第二一号 二〇〇一年

謝辞

本稿を成すに際して、奈良国立博物館御当局より格別のお取り計らいを賜った。ここに明記して、衷心より感謝申し上げる次第である。